

No	名称	地方税法	取得時期の要件	適用期間	特例率	具体的な資産の例	高根沢町 町税条例等
1	家庭的保育事業	法第349条の3第27項	－	－	1／2	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	第61条の2第1項
2	居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項	－	－	1／2	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	第61条の2第2項
3	事業所内保育事業	法第349条の3第29項	－	－	1／2	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産	第61条の2第3項
4	汚水又は廃液の処理施設	法附則第15条第2項第1号	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日～ R10（2028）.3.31	－	1／2	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。	附則第10条の2第1項
5	下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日～ R10（2028）.3.31	－	4／5	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。	附則第10条の2第2項
6	都市利便施設等 ※都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得するもの	法附則第15条第13項	R5(2023).4.1～ R11(2029).3.31	課税年度から5年度分	3／5 （特定都市再生緊急整備地域は1／2）	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により新たに取得した公共施設等の用に供する償却資産で緑化施設・通路・道路、都市高速鉄道、駐車場等。	附則第10条の2第3項、 高根沢町都市計画条例附則第2項
7	津波防災に係る指定避難施設避難用部分	法附則第15条第21項第1号	H30(2018).4.1～ R9(2027).3.31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	2／3	施設の屋上、階段等	附則第10条の2第4項
8	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	法附則第15条第21項第2号	H30(2018).4.1～ R9(2027).3.31	協定締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1／2	管理協定における施設の屋上、階段等	附則第10条の2第5項
9	津波防災に係る管理協定の協定避難用家屋（予定物件）	法附則第15条第21項第3号	H30(2018).4.1～ R9(2027).3.31	課税年度から5年度分	1／2	津波防災に係る管理協定の協定避難家屋	附則第10条の2第6項
10	指定避難施設に附属する避難用償却資産	法附則第15条第22項第1号	－	課税年度から5年度分	2／3	誘導灯・誘導標識等	附則第10条の2第7項
11	協定避難施設に附属する避難用償却資産	法附則第15条第22項第2号	－	課税年度から5年度分	1／2	誘導灯・誘導標識等	附則第10条の2第8項
12	特定再生可能エネルギー発電設備（ペロブスカイト太陽電池） ※GI基金の採択事業者の製造品に限る。	法附則第15条第24項第1号イ	R8(2026).4.1～ R11(2029).3.31	課税年度から3年度分	1／2	1 次の(1)、(2)のうち次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた事業者により製造されるペロブスカイト太陽電池。 (1) 産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金) (2) 特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金) 2 1と同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置。	附則第10条の2第9項
13	再生可能エネルギー発電設備（風力）	法附則第15条第24項第3号イ(1)、(2)、(3)	R8(2026).4.1～ R11(2029).3.31	課税年度から3年度分	2／3	次の(1)～(3)のいずれかに該当する特定風力発電設備 (1) 港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備 (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備 (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第八条第三項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備	附則第10条の2第13項

No	名称	地方税法	取得時期の要件	適用期間	特例率	具体的な資産の例	高根沢町 町税条例等
14		法附則第15条第24項第4号 (発電規模5kW以上)			3 / 4		附則第10条の2第15項
15	再生可能エネルギー発電設備（水力）	法附則第15条第24項第1号ロ (発電規模5kW未満)	R8(2026). 4. 1～ R11(2029). 3. 31	課税年度から3年 度分	1 / 2	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2第10項
16	再生可能エネルギー発電設備（地熱）	法附則第15条第24項第3号ロ (発電規模1kW未満)			2 / 3		附則第10条の2第14項
17		法附則第15条第24項第1号ハ (発電規模1kW以上)	R8(2026). 4. 1～ R11(2029). 3. 31	課税年度から3年 度分	1 / 2	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2第11項
18	再生可能エネルギー発電設備（バイオマス）	法附則第15条第24項第1号ニ (発電規模1kW未満)	R8(2026). 4. 1～ R11(2029). 3. 31	課税年度から3年 度分	1 / 2	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2第12項
19	浸水防止用施設	法附則第15条第27項	H29(2017). 4. 1～ R11(2029). 3. 31	課税年度から5年 度分	2 / 3	当該所有者又は管理者が作成する計画に記載された地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機。	附則第10条の2第16項
20	都市緑地法の認定計画に係る市民緑地	法附則第15条第31項	都市緑地法等の一部を改正する法律 施行の日～ R9(2027). 3. 31	課税年度から3年 度分	2 / 3	緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	附則第10条の2第17項、高根沢町都市計画 画税条例附則第3項
21	浸水被害軽減地区に指定された土地	法附則第15条第35項	R2(2020). 4. 1～ R11(2029). 3. 31 までの間に「浸水被害軽減地区」に 指定された土地	課税年度から3年 度分	2 / 3	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区に指定された土地	附則第10条の2第18項、 高根沢町都市計画条 例附則第4項
22	滞在快適性等向上施設	法附則第15条第36項	R6(2024). 4. 1～ R10(2028). 3. 31	課税年度から5年 度分	1 / 2	一体型滞在快適性等向上事業整備した滞在快適性等向上施設等	附則第10条の2第19項、 高根沢町都市計画条 例附則第5項
23	雨水貯留浸透施設	法附則第15条第39項	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 の施行の日～ R9(2027). 3. 31	－	1 / 3	特定都市河川浸水被害対策法第15条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設で、総務省令で定めるもの 下水道法第25条の14に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設で、総務省令で定めるもの ※特定都市河川浸水被害対策法による認定計画については 特定都市河川浸水被害対策法に関する許可申請についてをご確認ください。	附則第10条の2第20項
24	貯留機能保全区域内にある土地	法附則第15条第40項	R4(2022). 4. 1～ R10(2028). 3. 31	課税年度から3年 度分	3 / 4	貯留機能保全区域内にある土地	附則第10条の2第21項、 高根沢町都市計画条 例附則第6項
25	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	法附則第15条の8第2項	H27(2015). 4. 1～ R9(2027). 3. 31	課税年度から5年 度分	2 / 3	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅	附則第10条の2第22項
26	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額	法附則第15条の9の3第1項	R5(2023). 4. 1～ R9(2027). 3. 31 までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事	翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り	1 / 3	以下3つを満たすマンション ①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること ②長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること ③長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること	附則第10条の2第23項
27	利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額	法附則第15条の11第1項	R8(2026). 4. 1～ R11(2029). 3. 31	利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から2年度分	1 / 3	高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をした特別特定建築物	附則第10条の2第24項、 高根沢町都市計画条 例附則第7項

※本表に記載の具体的な設備は簡易的に記載したものであり、詳しくは地方税法等関係法令を必ずご確認ください。